

(5) 北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会教務専門委員会内規

[平成 15 年 9 月 25 日制定]

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会規程（平成 15 年海大達第 53 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づき設置する北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会教務専門委員会（以下「教務専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教務専門委員会は、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）の脳科学専攻において実施する教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育プログラムの編成に関する事
- (2) 教育プログラムの授業科目に関する事
- (3) 教育プログラムの履修学生の選考に関する事
- (4) 教育プログラムの修了に関する事
- (5) その他教育プログラムに関する事項

(組織)

第 3 条 教務専門委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センターの兼務教員（次号及び第 3 号に掲げる者を除く。）のうちからセンター長が指名する者 3 名
- (2) 教育プログラムの選択必修科目の授業科目を担当する兼務教員のうちからセンター長が指名する者 2 名
- (3) その他センター長が必要と認める者 若干名

2 前項各号の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 教務専門委員会に委員長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、教務専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 教務専門委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 教務専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 教務専門委員会が必要と認めたときは、教務専門委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 教務専門委員会の庶務は、医学系事務部総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、教務専門委員会の運営に関し必要な事項は、教務専門委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成 15 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規は、平成19年4月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項第 1 号の規定による委員の任期は、この内規の施行の日に、改正後の第 3 条第 1 項第 1 号の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。